

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	1-004305

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号, 「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年3月7日 ~ 令和8年6月6日 (3箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

新明和工業株式会社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(独占禁止法違反行為)第5項に該当するため。

なお、同社は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要綱第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表第2 (独占禁止法違反行為) 5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-2457